

処遇改善に係る加算について

1. 介護職員処遇改善加算

■対象：介護職員のみ

■算定要件：以下のとおりキャリアパス要件及び職場環境等要件を満たすこと

加算（Ⅰ）	加算（Ⅱ）	加算（Ⅲ）
キャリアパス要件のうち、 ①+②+③を満たす かつ 職場環境等要件を 満たす	キャリアパス要件のうち、 ①+②を満たす かつ 職場環境等要件を 満たす	キャリアパス要件のうち、 ①or②を満たす かつ 職場環境等要件を 満たす

社会福祉法人朝日会は、全ての該当する事業所は加算（Ⅰ）を取得しています。

【キャリアパス要件】

- ①職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
- ②資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
- ③経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けること

※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

（新人事制度を令和4年4月より導入しました。）

（令和4年より介護福祉士実務者助成事業を開始。助成も実施しています。）

（新人事制度で昇給・昇格の基準を更に明確にしています。）

（新人事制度では全職員にパソコン動画で説明会を実施、周知を図っています。）

【職場環境要件】

賃金改善を除く、職場環境等の改善。

介護職員により専門性の高い介護技術を身につけられる様、外部講師による研修を実施しています。

2. 介護職員等特定処遇改善加算

■対象：事業所が、①経験・技能のある介護職員、②その他の介護職員、③その他の職種に配分

①考え方

経験・技能のある常勤の介護職員の基準は、①基本介護福祉士の資格を有し、所属する法人等における勤務年数が10年以上の常勤介護職員②同資格を有し、他の法人や医療機関における経験を通算して10年以上有する常勤介護職員③本法人に連続して5年以上勤務している常勤介護職員 ①②③いずれかに該当する常勤介護職員

②事業所ごとに特定加算Ⅰ、特定加算Ⅱを取得しています。(詳細は就業規則に綴り込みしています。)

■算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。

※介護福祉士の配置割合等に応じて、加算率を二段階に設定。

▷処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得していること

▷処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること

①働きながら介護福祉士を目指す者に対する実務者研修受講支援の実施、介護職員の高い介護技術を身につけられる様外部講師による研修の実施をしています。

②ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善の実施。

③処遇改善加算に基づく取組について、ホームページ掲載等を通じた見える化を行っている。

3. 新加算〈介護職員等ベースアップ等支援加算〉

■対象：介護職員。ただし、事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることのできるよう柔軟な運用を認められています。

社会福祉法人朝日会では支給対象者は常勤介護職員およびその他の職員には常勤介護職員の支給額の1/2を支給しています。

■算定要件：以下の要件をすべて満たしています。

▷処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得していること。

▷賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等(※)に使用することを要件を厳守しています。

※「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引上げ

介護職員等のベースアップ等支援加算は2/3以上介護職員のベースアップ等に使用しています。